TKC注律情報データベース LEX / DBインターネット						
データベースの選択 > 検索項目の入力 > 検索結果一覧						
🚯 判例データベース [判例総合検索]						
検索結 全速	at 14 件です。 選択した書詰の表示 一覧の表示設定 20件 ▼ ずっ 裁判年月日(新し R 全クリア ション気動すっ表示 ラ まとめて表示 [1-14(20件表示)] ▲ 先頭へ	い順) ▼ 次へ ▶				
選択	〔上段〕:事件名/著名事件名 〔中段〕:文獻番号、裁判年月日、裁判所名、事件番号、審級 〔下段〕:判示・要旨・事案の概要/裁決	直接非	Б Т.^			
	移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件	書誌	全文			
	28141733 平成20年7月18日 最高融二小送道 平成20年(3年)第21号 上告書 地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合 においても、簡易裁判所への移送の申立て参加下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な…	D				
	不当利得返還等請求事件	書誌	全文			
Ž	28140214 平成20年 1月18日 最高裁二小法廷 平成18年 (受)第2268号 上告審 判例集PDF 評祝 引用		E			
	先のリボルビング方式金銭消費貸借契約に係る過払金が後の同契約に係る債務に充当される場合。					
9	小当利得返還請求事件 2011(100)	書誌	全文			
Ċ	20141322 〒34194112月23日 新島総二1322 〒3419年(3)第15007号 上番番 賃金業者である被上告人との間で金銭消費貸借契約を締結し、長期間、多数回にわたって借入れと返済を繰り返していた被控訴人 が、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生するとして・・・					
	不当利得返還請求事件	書誌	全文			
4	28131793 平成19年7月19日 最高裁一小法廷 平成18年(受)第1534号 上告審 判例集PDF 評釈 引用					
	被上告人が上告人に対し、Aが破産宣告前に上告人との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法1条1項所 定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権…					
2	不当利得金返還請求事件	書誌	全文			
5	28131734 平成19年7月17日 鼎高載三小法廷 平成18年(夏)第1665号 上告審 評祝 引用					
	上告人か被上告人に対し、本件各并消のうち、制限超過部分を元本に充当すると過払金か発生しており、かつ被上告人は上記過払 金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の支払を求めたと…					
2	不当利得返還等請求事件	書誌	全文			
6	28131720 平成19年7月13日 最高執二小法廷 平成18年(受)第276号 上告書 評訳 引用					
	「賃金業法上の登録を受けた賃金業者である被上告人から継続的に金員の貸付を受けた上告人が、被上告人に対し、本件各弁済の弁 済余のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限類を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払余が挙生…					
-		-th.2+	A++			

利用上のポイント

- 1.検索条件に該当する件数が1件から500件の場合、自動的に当画面が表示されます。
- 2. 画面右上のリストボックスより、1画面上に表示する一覧の件数と並び順を設定できます。また、[先頭へ][前へ][次へ]ボタンでページの移動ができます。
- 3.重要な判例には「判例集PDF」「評釈」「引用」マークを表示し、書誌情報画面の なかで「判例集PDF」「評釈等所在情報」「被引用判例」をそれぞれ掲載しています。

判例集PDF 評釈 引用

- 4. 画面上部の緑色のバー([ログアウト]ボタンの横)で画面遷移を表示しています。 再度検索し直したい場合は、[検索項目の入力]をクリックすると画面が移動します。
- 5. 複数の文献を確認する場合には、文献の選択欄のチェックボックスにチェックマー クをつけて、画面上部に表示されている[1文献ずつ表示]または[まとめて表示] ボタンをクリックします。

「1文献ずつ表示」 書誌情報画面に1文献ずつ表示します。[前文献][次文献]ボタンで文献を移動します。 「まとめて表示」 書誌情報画面に選択した文献を1画面表示します。マウスのスクロールで移動します。

6.[書誌][全文]のアイコンをクリックすると、該当の書誌・全文を直接表示します。 該当の書誌、全文の画面を表示すると、アイコンが変化します。 [全文]アイコンの上にマウスをあわせると、該当文献の全文容量とA4印刷時の枚数が表示されます。

アメC 注意理解データヘース 上EX <u>プ</u> DB インターネット					
検索条件確認					
入力された検索項目に該当する文献類は 459 件です。	(閉じる)				
検索項目	文献教				
1. フリーキーワード	同報語確認				
手術(同義語あり)	4,615				
[OR]					
海外(同義語のり)	2,690				
土地	35,904				
NOT					
税金	6,793				
2. 判決年月日					
平成1年1月1日~平成15年 月 日	41,825				
3. 款刊用					
最高裁判所	15,036				
東京高等裁判所	29,209				
全ての地方裁判所	72,771				
家庭裁判所	3,687				
簡易裁判所	1,220				
単 助(大審院・控訴院等)	26,029				
国道不服実制所	1.878				

利用上のポイント

- 1.検索結果一覧画面の右上(「ログアウト」ボタンの下)にある[検索条件確認] をクリックすると当画面が表示されます。
- 2.当画面では、入力したキーワードごとの対象文献数を確認することができます。
- 3.フリーキーワードで同義語を設定した場合は、その確認もできます。
- 4.書誌情報画面、全文情報画面でも同様に検索条件を確認することができます。
- 5.[閉じる]ボタンをクリックすると検索結果一覧画面に戻ります。

1-6 書誌の確認

кс法律情報データベース 【	ヘルブ	
ベースの選択 > 検索項目の	<u>入力</u> > <u>検索結果一覧</u> > 書誌表示	ログアウト
例データベース[判断	(総合検索]	[_検索条件確認]
(→ 全文へ)	[16文献中の1文献目] 通先頭の文献 (前文献 次文献	
《書 誌》	×	
【文献番号】 【文献種別】 【裁判年月日】 【事件番号】 【事件名】 【審級関係】	28131721 画面上部に、当該文献が選択文献の 判決/最高裁判所第二小法廷(上告審) 一個番目にあたるかが表示されていま 平成19年7月13日 一個番目にあたるかが表示されていま 平成17年(受)第1970号 不当利得返還請求事件 第一審 28131823 東京地方裁判所 平成16年(ワ)第3579号 平成16年8月5日判決 28131858 東京高等裁判所 平成16年(ネ)第4567号 平成12年2月2日	のうちの ます。
【事案の概要】	一成17年 7月27日 中秋 資金業法上の登録を受けた貸金業者である被上告人から継続的に金員の貸付を受けた台 が、被上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制作 超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しており、かつ、 れんは上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当 還請求権に基づき、過払金の返還等を求めた事案の上告審において、「各回の支払金額」 は「別紙償還表記載のとおりとします。」との記載があり、償還表は本件各契約書面と 一体の書面をなすものとされ、各回の返済金額はそれによって明らかにすることとされ、 本件各契約書面が貸金業法17条所定の事項を記載した書面とはいえず、また、貸金1業 限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受額につき貸金業法43条1定若判 が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、 そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。 ない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法7000000000000000000000000000000000000	告限波利↓↓ 并て者のかと 0 人額上得欄せいお適つき4 発いで ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

利用上のポイント

1.検索結果一覧画面で[1文献ずつ表示][まとめて表示]または[書誌]アイコンを クリックすると、書誌情報画面に移動し、選択した文献を表示します。

上の画面は、[1文献ずつ表示]ボタンを押した場合のものです。



- 2.【審級関係】において、画面に表示されているリンクをクリックすると関連する文献 (事件の上下審等)を確認することができます。
- 3.【引用判例】、【被引用判例】において、それぞれ、当該文献が引用している判例と、 当該文献が引用されている判例を確認することができます。
- 4. 画面左上にある[全文へ]ボタンをクリックすると判例全文を表示します。
- 5.検索結果一覧画面に戻る場合は、画面上部の [検索結果一覧]をクリックします。

1-7 全文の確認



利用上のポイント

- 1.検索結果一覧画面の[全文]アイコンまたは書誌情報画面の[全文へ]ボタンを クリックすると、全文情報画面に移動し、判例全文を表示します。
- 2.全文の確認は、垂直スクロールパーで行います。画面左上の[文頭][文末] [主文][事実][理由]の各ボタンをクリックすると、指定の箇所を表示します。
- 3.全文中の引用判例のリンクをクリックすると、該当文献を確認することができます。

第5 当裁判所の判断 1 実用新案登録の無効審判事件についての審決取消訴訟において、審決取消しの判決が確 定したときは、その判決の拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律 判断について及ぶものである(最判平成4年4月28日民集46巻4号245百参照)。 本件審決は、本件考案について、先願発明と同一であるから実用新案法3条の2の規定に より登録を受けることができず、その実用新案登録は無効であると結論付けたものである

4.書誌情報画面に戻る場合は、画面上部の「書誌表示」をクリックします。

1-8 図表の確認



利用上のポイント

1.全文情報画面で、図表が収録されている文献は、画面上段に[図表へ]ボタンが 表示されます。

[図表へ]ボタンをクリックすると、上記のような画面が別ウィンドウで表示されます。

- 2.ページが複数にわたる場合は、[先頭の図表][前の図表][次の図表]ボタンで それぞれ移動することができます。
- 3.[閉じる]ボタンをクリックすると全文情報画面に戻ります。